

# 第97期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## (事業報告)

- 財務及び事業の方針の決定を支配する者在り方に関する基本方針
- 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
- 特定完全子会社に関する事項
- 親会社等との間の取引に関する事項

## (計算書類)

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

## (連結計算書類)

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

2020年4月 1日から  
2021年3月31日まで

株式会社 筑邦銀行

上記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.chikugin.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針  
該当ありません。

## 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

### <内部統制システムの整備に関する基本方針>

- (1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
  - ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取組む。
  - ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
  - ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。
  - ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
  - ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
  - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、隨時その運用状況を検証する。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、リスク管理本部経営管理グループをリスク管理の統括部署として各種リスクを統合的に管理する体制を整備する。
- ② 「リスク管理委員会」、「A L Mに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
- ③ 内部監査部門である監査グループは、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役及び執行役員は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、グループ長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
- ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。

- ② 内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会等に監査結果の報告をする。
- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
  - ii 定期的に当行、及び子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
  - ii 子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。
- (二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。
  - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。

- (6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く必要があると監査等委員が認めた場合には、担当者を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会職務を補助すべき使用人は、監査等委員会職務の補助業務の専従者とすることとし、人事考課及び異動等については、監査等委員会と企画本部人事グループの協議事項とする。
- (8) 次に掲げる体制その他の当行監査等委員会への報告に関する体制
- (イ) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人が当行監査等委員会に報告するための体制
- i 監査等委員が取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の稟議書、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査等委員に回覧する。
  - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口に監査等委員会を配し、当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。
- (ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制
- i 当行の内部監査部門である監査グループは、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む。）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査等委員会に状況の報告を行う。
  - ii 子会社の監査役が、当行監査等委員会に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。

iii 「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査等委員会に直接報告する制度を構築する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用、又は債務について、職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査等委員会からの要請により、その改善に努める。

#### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的に開催しております。

(2) 当行取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年4回、「ALMに関する常務会」は年49回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

(4) 当行取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員でない取締役7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役3名）の計12名の体制としております。また、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員は10名（うち、取締役兼務6名）を選任しております。当期は定例を含め17回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役及び常務執行役員以上の役職者から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。

(5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行の監査等委員が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が業務監査、内部統制監査を実施しております。

(6) 当行監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当行監査等委員会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査等委員会の業務を補助しております。

(7) 前号の使用人の当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員からの独立性に関する事項ならびに当行監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行監査等委員会の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査等委員会の指揮命令のみに従っております。

(8) 当行取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査等委員会に報告するための体制

当行監査等委員は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員決裁の書類、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査等委員会は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。

(10) 当行監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行の監査等委員会監査等基準規程において、監査等委員はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができるとしております。

(11) その他当行監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査等委員会は、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換会を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

#### 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

#### 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

# 第97期 (2020年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金	資 備 金	資 本 剰 余 金	利 準 金	利 儲 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	7,399	17,524	△290	30,993
当期変動額									
剩余金の配当						△309	△309		△309
当期純利益						1,085	1,085		1,085
自己株式の取得								△348	△348
自己株式の処分						△64	△64	281	217
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	711	711	△67	644
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	8,111	18,236	△357	31,637

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计		
当期首残高	△4,578	1,775	△2,802	173	28,363
当期変動額					
剩余金の配当					△309
当期純利益					1,085
自己株式の取得					△348
自己株式の処分					217
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	9,203	-	9,203	△173	9,030
当期変動額合計	9,203	-	9,203	△173	9,674
当期末残高	4,624	1,775	6,400	-	38,038

# 第97期 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50年

その他 2 年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等の修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,136百万円であります。

### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定期準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。以下、同じ。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）への当行株式の交付に備えるため、取締役等に対する株式給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

### 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金 1,972百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

(a) 債務者区分は、債務者の財務情報等に基づき定例及び隨時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している債務者の債務者区分は、債務者の将来の事業計画の合理性及び実現可能性に係る判断により判定しております。当該事業計画の前提となる販売予測、経費削減および債務返済予定等の将来見込みの合理性については、新型コロナウイルス感染症の影響、債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等に基づき判断しております。

(b) 日本国内におけるワクチン接種の進捗等を踏まえ、前事業年度末における新型コロナウイルス感染症の収束時期の想定を変更し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は当面続くものと想定しております。当該想定の範囲内で、債務者の状況によってその程度は異なるものの、貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて債務者区分判定を決定し貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 追加情報

##### (退職給付制度の一部移行)

当行は、2020年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当事業年度において、退職給付制度改定益61百万円を特別利益に計上しております。

##### (株式給付信託)

当行は、当事業年度より、当行の取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、既存のストックオプション制度に代えて「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」という。）へ移行しております。

###### ① 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

###### ② 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は348百万円、株式数は190,000株であります。

## 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 946百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は168百万円、延滞債権額は14,476百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は343百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,989百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,220百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 0百万円

有価証券 44,852百万円

その他の資産 130百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,235百万円

借用金 32,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産3,506百万円を差し入れております。なお、その他の資産には、保証金59百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,732百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が75,732百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,059百万円

- |   |          |
|---|----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額  | 8,024百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額  | 1,958百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,350百万円であります。 |          |
| 13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額7百万円   |          |

14. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	14百万円
-----	-------

1年超	95百万円
-----	-------

合計	110百万円
----	--------

15. 関係会社に対する金銭債権総額 3,150百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 2,001百万円

17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度においては、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額を超えてい るため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	11百万円
---------------	-------

役務取引等に係る収益総額	1百万円
--------------	------

その他業務・その他経常取引に係る収益総額	2百万円
----------------------	------

その他の取引に係る収益総額	1百万円
---------------	------

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	11百万円
---------------	-------

役務取引等に係る費用総額	330百万円
--------------	--------

その他業務・その他経常取引に係る費用総額	32百万円
----------------------	-------

その他の取引に係る費用総額	一百万円
---------------	------

## 2. 関連当事者との取引

### (1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	20	リース業

議決権等の所有 (被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 49.2% 間接 4.5%	1人	金銭貸借取引等	貸出金	3,150
			預金	536
			リース債務	204

(注) 当行が受取った貸出金利息の合計額は11百万円、当行が支払った預金利息の合計額は0百万円、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る支払利息相当額の合計額は11百万円、土地建物機械賃借料の合計額は23百万円であります。なお、貸出金の取引条件については、一般的な取引先と同様に決定しております。

属性	会社等の名称	住 所	資本金 (百万円)	事業の内容
子法人等	筑邦信用保証株式会社	久留米市東合川5丁目7番33号	30	保証業

議決権等の所有 (被 所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (百万円)
	役員の兼任等	事業上の関係		
所有 直接 5% 間接 24.1%	3人	各種ローンの 債務保証	被債務保証	33,883
			債務保証履行に伴う ローンの回収又は代 位弁済	16

(注) 保証料は、各種ローンの債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては、当行より支払っております。なお、当行が支払った保証料の合計額は64百万円であります。また、債務保証の取引条件については、一般的な取引先と同様に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	立花 崇	—	—	医師	被所有直接0%	当行取締役監査等委員(注1) 立花洋介の受入利息長男(注1)	資金貸付 受入利息(注1)	△48 0	貸出金 前受収益	67 0
役員及びその近親者	立花康成	—	—	医師	被所有直接0%	当行取締役監査等委員(注1) 立花洋介の受入利息次男(注1)	資金貸付 受入利息(注1)	67 0	貸出金 前受収益	67 0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	医療法人回生会立花レディースクリニック(注2)	福岡県柳川市	1	医療業	—	資金の融資 債務の保証	資金貸付 受入利息(注1)	△219 1	貸出金 前受収益	267 0
							債務の保証(注1)	57	支払承諾見返	57
							受入保証料(注1)	1	未収収益	0

- (注) 1. 取引条件等は一般取引先と同様であります。  
 2. 医療法人回生会立花レディースクリニックは2020年5月1日に医療法人木村回生病院から名称を変更しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	124	190	120	194	(注)
合計	124	190	120	194	

- (注) 普通株式の自己株式の当事業年度増加株式数には、株式給付信託が保有する当行株式190千株が含まれております。なお、普通株式の自己株式の増加190千株は、株式給付信託による取得190千株、単元未満株式の買取り0千株による増加、普通株式の自己株式の減少120千株は、株式給付信託への第三者割当による自己株式の処分による減少115千株、新株予約権の権利行使5千株による減少であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券（2021年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,350	1,320	△29
	小計	1,350	1,320	△29
合 計		1,350	1,320	△29

3. 子会社・子法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	503
合 計	503

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,439	5,393	7,045
	債券	83,092	82,768	323
	国債	6,568	6,527	41
	地方債	38,436	38,279	157
	社債	38,087	37,961	125
	外国証券	500	499	0
	その他	38,391	37,125	1,265
	小計	134,423	125,787	8,635
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,540	4,045	△505
	債券	55,673	55,867	△194
	国債	10,935	11,024	△89
	地方債	22,556	22,628	△71
	短期社債	3,999	3,999	—
	社債	18,181	18,214	△33
	外国証券	2,389	2,409	△20
	その他	32,130	33,417	△1,286
合計		228,157	221,527	6,629

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
株式	790
合計	790

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	100	102	2
合 計	100	102	2

(売却の理由) 発行体の買入消却の要請に応じたため。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,454	285	36
債券	22,744	69	10
国債	14,587	41	—
地方債	4,532	5	1
社債	3,624	22	9
その他	2,664	208	14
合 計	28,864	563	61

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式32百万円であります。

なお、当該有価証券の減損処理については、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	888百万円
減価償却費	408百万円
退職給付引当金	151百万円
有価証券償却	117百万円
役員株式給付引当金	54百万円
その他	206百万円
繰延税金資産小計	1,826百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△871百万円
評価性引当額小計	△871百万円
繰延税金資産合計	954百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,004百万円
繰延税金負債合計	△2,004百万円
繰延税金負債の純額	△1,049百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たりの純資産額	6,282円18銭
2. 1株当たりの当期純利益金額	177円91銭
3. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	176円90銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度の株式数は、190千株であります。

2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度96千株であります。

# 第97期( 2020年4月1日から 2021年3月31日まで)連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,000	5,779	19,124	△290	32,613
当期変動額					
剰余金の配当			△309		△309
親会社株主に帰属する当期純利益			1,169		1,169
自己株式の取得				△348	△348
自己株式の処分			△64	281	217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	796	△67	728
当期末残高	8,000	5,779	19,920	△357	33,341

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 銘 金	土 地 再 評 価 差 銘 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	△4,570	1,775	△151	△2,946	173	2,401	32,241
当期変動額							
剰余金の配当							△309
親会社株主に帰属する当期純利益							1,169
自己株式の取得							△348
自己株式の処分							217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,211	－	321	9,532	△173	110	9,470
当期変動額合計	9,211	－	321	9,532	△173	110	10,198
当期末残高	4,641	1,775	169	6,586	－	2,512	42,440

# 第97期 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5社  
会社名  
筑銀ビジネスサービス株式会社  
株式会社ちくぎん地域経済研究所  
ちくぎんリース株式会社  
筑邦信用保証株式会社  
株式会社ちくぎんテクノシステムズ
- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
会社名  
ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合  
非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
会社名  
ちくぎん地域活性化投資事業有限責任組合  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3月末日 5社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項  
該当ありません。

5. のれんの償却に関する事項  
該当ありません。

#### 会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

## 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のな書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに将来見込み等の修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,136百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## 6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 7. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。以下、同じ。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」という。）への当行株式の交付に備えるため、取締役等に対する株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

## 10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 11. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

## 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)

### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産  
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

### (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、軽微であります。

## 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 貸倒引当金

#### (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2,229百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

##### ②主要な仮定

(a) 債務者区分は、債務者の財務情報等に基づき定例及び隨時の見直しを行っておりますが、業績不振や財務的な困難に直面している債務者の債務者区分は、債務者の将来の事業計画の合理性及び実現可能性に係る判断により判定しております。当該事業計画の前提となる販売予測、経費削減および債務返済予定等の将来見込の合理性については、新型コロナウイルス感染症の影響、債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等に基づき判断しております。

(b) 日本国内におけるワクチン接種の進捗等を踏まえ、前連結会計年度末における新型コロナウイルス感染症の収束時期の想定を変更し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は当面続くものと想定しております。当該想定の範囲内で、債務者の状況によってその程度は異なるものの、貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定に基づいて債務者区分判定を決定し貸倒引当金を計上しております。

##### ③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 追加情報

### (退職給付制度の一部移行)

当行は、2020年4月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

これにより、当連結会計年度において、退職給付制度改定益61百万円を特別利益に計上しております。

## (株式給付信託)

当行は、当連結会計年度より、当行の取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、既存のストックオプション制度に代えて「株式給付信託 (BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」という。)へ移行しております。

### ① 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

### ② 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は348百万円、株式数は190,000株であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額 443百万円
2. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は176百万円、延滞債権額は14,500百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は343百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,021百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,220百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	0百万円
有価証券	44,852百万円
その他資産	130百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,235百万円
借用金	32,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産3,506百万円を差し入れております。なお、その他資産には、保証金87百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、75,732百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が73,732百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,059百万円

- |  |          |
|--|----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額   | 8,159百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 1,958百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,350百万円であります。 |          |
| 13. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額7百万円                                      |          |
| 14. オペレーティング・リース取引<br>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料               |          |
| 1年内  | 14百万円    |
| 1年超  | 95百万円    |
| 合計   | 110百万円   |

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益291百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却3百万円、株式等売却損39百万円、株式等償却32百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	6,249	—	—	6,249	
合計	6,249	—	—	6,249	
自己株式					
普通株式	124	190	120	194	(注)
合計	124	190	120	194	

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度増加株式数には、株式給付信託が保有する当行株式190千株が含まれております。なお、普通株式の自己株式の増加190千株は、株式給付信託による取得190千株、単元未満株式の買取り0千株による増加、普通株式の自己株式の減少120千株は、株式給付信託への第三者割当による自己株式の処分による減少115千株、新株予約権の権利行使5千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	153百万円	25円	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	156百万円	25円	2020年9月30日	2020年12月10日

(注) 2020年11月11日取締役会決議分の配当金の総額には、株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 156百万円
- ② 1株当たり配当額 25円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月28日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

また、配当金の総額には、株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金4百万円が含まれております。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金、貸出及び有価証券投資等の資金の運用調達を中心に、リース事業等の金融サービスに係る事業を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として企業及び個人に対する貸出金等であり、経営環境等の状況の変化によって、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、地域経済等の状況の変化が、地元企業の業績及び雇用情勢に影響を与え、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に国債等の債券、株式及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

預金及び借用金による資金調達は、経済情勢及び市場環境の変化等により、資金繰りに影響を来したり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資金運用と預金等の資金調達は、マチュリティギヤップ等により金利の変動リスクに晒されております。ALMに関する常務会では金利変動リスクを減殺することを目的として、貸出金及び預金等の金利変動リスクのヘッジ手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用することを協議しております。また、外貨建資産・負債につきましては、為替の変動リスクに晒されているため、通貨オプション等のデリバティブ取引を行うことにより当該リスクの回避に努めております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当行は、リスク管理統括規程及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金等について与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部門により行われ、また、定期的に常務会や取締役会を開催し、協議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査グループが内部監査を実施しております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク等に関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

当行は、ALMによって金利及び価格変動等の市場リスクを管理しております。リスク管理統括規程及び市場リスク管理規程等において、リスク管理方法及び手続等を定めてお

り、A L Mの方針施策等を取締役会に報告又は付議しております。取締役会において決定されたA L Mに関する方針等は、A L Mに関する常務会において、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。なお、A L Mに関する常務会では、金利変動のリスクを減殺することを目的に、金利スワップ等をヘッジ手段としたデリバティブ取引の方針等を協議しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信用度の高い銀行に限定して取引を行っております。なお、連結される子会社及び子法人等についても、当行の規程に準じて同様の管理を行っております。

#### 【市場リスクに係る定量情報】

- i リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品に関する事項  
イ トレーディング目的の金融商品（特定取引勘定）

該当事項はありません。

- トレーディング目的以外の金融商品（銀行勘定）  
当行グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主な金融商品は、「有価証券」、「貸出金」、「預金（外貨建を除く）」等であります。

これらの市場リスクを把握・管理するため、市場リスクの計測モデルとしてバリューアット・リスク（以下、「VaR」という。）をリスク指標として利用しております。

VaR（観測期間は5年間、保有期間は120営業日、信頼区間は99%、分散共分散法）の算定に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

2021年3月末において、当該リスク量の大きさは預金・貸出金のVaRと有価証券のVaR等の単純合算で77億30百万円になります。

また、VaRの信頼性を補完するためバックテストを行っております。ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しておりますので、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

- ii リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用してない金融商品に関する事項

当行グループにおいて、「外貨建資産・負債」及び「デリバティブ」取引等につきましては、市場リスクが僅少であるため定量的分析を利用しておりません。また、市場リスクに重要性がないため、リスク量の記載を省略しております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、A L M等を通して預金等の資金調達状況の管理を行い、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めおりません ((注2) 参照)。また、デリバティブ取引を除くその他資産・負債に含まれている金融商品には重要性がないため、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	72,992	72,992	—
(2) 買入金銭債権	434	434	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,350	1,320	△29
その他有価証券	228,234	228,234	—
(4) 貸出金	535,479		
貸倒引当金 (* 1)	△1,978		
	533,501	537,328	3,827
(5) 外国為替	1,309	1,309	—
(6) リース債権及びリース投資資産	9,588		
貸倒引当金 (* 1)	△84		
	9,503	9,462	△40
資産計	847,324	851,080	3,756
(1) 預金	775,372	775,389	16
(2) 謙渡性預金	3,839	3,839	—
(3) 借用金	39,874	39,870	△3
(4) 外国為替	0	0	—
負債計	819,086	819,100	13
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(\* 1) 貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、(4)の貸出金に準じた方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、または、期待損失率等を織り込んだ理論値金利を基礎とした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）等であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (6) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負 債

### (1) 預金、及び (2) 謹渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 外国為替

外国為替については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれおりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	802
合 計	802

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	63,475	—	—	—	—	—
買入金銭債権	434	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	20	190	990	150	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	15,977	45,957	27,092	14,725	44,896	48,129
貸出金（＊）	156,056	88,045	69,143	54,331	57,892	95,365
リース債権及びリース投資資産（＊）	2,924	4,244	1,998	269	14	—
合 計	238,888	138,437	99,224	69,477	102,803	143,494

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込えない14,645百万円、並びに、リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込えない139百万円は含めておりません。

## (注4) 借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（＊）	741,008	26,583	7,779	—	—	—
譲渡性預金	3,839	—	—	—	—	—
借用金	19,854	18,808	1,212	—	—	—
合 計	764,702	45,391	8,991	—	—	—

(\*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	社債	1,350	1,320	△29
	小計	1,350	1,320	△29
合 計		1,350	1,320	△29

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	株式	12,516	5,423	7,092
	債券	83,092	82,768	323
	国債	6,568	6,527	41
	地方債	38,436	38,279	157
	社債	38,087	37,961	125
	外国証券	500	499	0
	その他	38,391	37,125	1,265
	小計	134,500	125,817	8,682
連結貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	3,540	4,045	△505
	債券	55,673	55,867	△194
	国債	10,935	11,024	△89
	地方債	22,556	22,628	△71
	短期社債	3,999	3,999	—
	社債	18,181	18,214	△33
	外国証券	2,389	2,409	△20
	その他	32,130	33,417	△1,286
	小計	93,733	95,739	△2,006
合 計		228,234	221,557	6,676

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債	100	102	2
合 計	100	102	2

(売却の理由) 発行体の買入消却の要請に応じたため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,454	285	36
債券	22,744	69	10
国債	14,587	41	—
地方債	4,532	5	1
社債	3,624	22	9
その他	2,664	208	14
合 計	28,864	563	61

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式32百万円であります。

なお、当該有価証券の減損処理については、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は一律減損処理するとともに、30%以上50%未満下落した銘柄は種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施しております。

(1 株当たり情報)

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 1 株当たりの純資産額                     | 6,594円35銭 |
| 2. 1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額        | 191円72銭   |
| 3. 潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 | 190円63銭   |

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度の株式数は、190 千株であります。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度96千株であります。